

ペット医療費用保険等の普通保険約款改定のお知らせ（「約款新旧対比表」）

この度、ペット医療費用保険およびペット手術費用保険におきまして、**2024年6月2日以降に補償開始となるご契約**から約款改定を実施いたします。
 今回の約款改定は、主に保険金支払実務の円滑化等を目的とした約款条文の明確化・平明化であり、ご契約のお取扱い、補償内容、保険料などの変更は生じません。

＜ペット医療費用保険普通保険約款の主な改定内容＞

改定項目	新	旧																								
「疾病」定義の明確化 「入院」定義の表現の見直し	第1章 用語の説明 《省略》 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>傷病</td> <td> 次の傷害および疾病をいいます。 ① 傷害 《省略》 ② 疾病 <u>獣医学の水準から判断して、対象ペットの身体の状態が異常であると診断される身体の障害であって、傷害以外の場合</u>をいいます。 (注) 中毒症状 《省略》 </td> </tr> <tr> <td>入院</td> <td> 診療が必要<u>であり、かつ</u>自宅等での治療が困難なため、対象ペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。 </td> </tr> </tbody> </table>	用語	説明	傷病	次の傷害および疾病をいいます。 ① 傷害 《省略》 ② 疾病 <u>獣医学の水準から判断して、対象ペットの身体の状態が異常であると診断される身体の障害であって、傷害以外の場合</u> をいいます。 (注) 中毒症状 《省略》	入院	診療が必要 <u>であり、かつ</u> 自宅等での治療が困難なため、対象ペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。	第1章 用語の説明 《省略》 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>傷病</td> <td> 次の傷害および疾病をいいます。 ② 傷害 《省略》 ② 疾病 <u>対象ペットが被った①以外の傷病</u>をいいます。 (注) 中毒症状 《省略》 </td> </tr> <tr> <td>入院</td> <td> 診療が必要<u>な場合において</u>、自宅等での治療が困難なため、対象ペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。 </td> </tr> </tbody> </table>	用語	説明	傷病	次の傷害および疾病をいいます。 ② 傷害 《省略》 ② 疾病 <u>対象ペットが被った①以外の傷病</u> をいいます。 (注) 中毒症状 《省略》	入院	診療が必要 <u>な場合において</u> 、自宅等での治療が困難なため、対象ペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。												
	用語	説明																								
傷病	次の傷害および疾病をいいます。 ① 傷害 《省略》 ② 疾病 <u>獣医学の水準から判断して、対象ペットの身体の状態が異常であると診断される身体の障害であって、傷害以外の場合</u> をいいます。 (注) 中毒症状 《省略》																									
入院	診療が必要 <u>であり、かつ</u> 自宅等での治療が困難なため、対象ペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。																									
用語	説明																									
傷病	次の傷害および疾病をいいます。 ② 傷害 《省略》 ② 疾病 <u>対象ペットが被った①以外の傷病</u> をいいます。 (注) 中毒症状 《省略》																									
入院	診療が必要 <u>な場合において</u> 、自宅等での治療が困難なため、対象ペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。																									
尚書きを簡条書きに変更 ((5)、(6)の追加) 入院保険金限度額の計算方法を(4)で明確化	第2章 保険金を支払う場合、支払わない場合 第5条（保険金の限度額） (1) 《省略》 (2) 前条および(1)の規定により算出した保険金は、次の①または②の場合において、それぞれ下表に定める算式により算出された保険金の限度額をもって支払いの限度とします。 ① 入院または入院中に手術が行われた場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>保険金の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 入院のみの場合</td> <td>入院における1日あたりの支払限度額×入院日数</td> </tr> <tr> <td>イ. 入院中に手術が行われた場合</td> <td> 入院における1日あたりの支払限度額×入院日数 +手術における1回あたりの支払限度額×手術回数 </td> </tr> </tbody> </table> ② 通院または通院当日に手術が行われた場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>保険金の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 通院のみの場合</td> <td>通院における1日あたりの支払限度額</td> </tr> <tr> <td>イ. 通院当日に手術が行われた場合</td> <td> 通院における1日あたりの支払限度額+手術における1回あたりの支払限度額×手術回数 </td> </tr> </tbody> </table> (3) (1)に定める支払限度日数および支払限度回数は、保険期間中に診療がなされたものに限ります。 <u>(4) 複数回の入院をした場合であっても、1入院（注1）につき、それぞれ(1)および(2)①の上表に定める算式により算出した額を保険金の限度額とします。</u> <u>(5) 1傷病（注2）につき複数回の手術をした場合は、1傷病（注2）であってもそれぞれ別の手術として保険証券等記載の支払限度回数を適用します。</u> <u>(6) 1日に複数回通院した場合であっても、保険証券等記載の1日あたりの支払限度額を適用します。</u>	区分	保険金の限度額	ア. 入院のみの場合	入院における1日あたりの支払限度額×入院日数	イ. 入院中に手術が行われた場合	入院における1日あたりの支払限度額×入院日数 +手術における1回あたりの支払限度額×手術回数	区分	保険金の限度額	ア. 通院のみの場合	通院における1日あたりの支払限度額	イ. 通院当日に手術が行われた場合	通院における1日あたりの支払限度額+手術における1回あたりの支払限度額×手術回数	第2章 保険金を支払う場合、支払わない場合 第5条（保険金の限度額） (1) 《省略》 (2) 前条および(1)の規定により算出した保険金は、次の①または②の場合において、それぞれ下表に定める算式により算出された保険金の限度額をもって支払いの限度とします。 <u>なお、1傷病（注）につき複数回の手術が必要な場合は、1傷病（注）であってもそれぞれ別の手術として保険証券等記載の支払限度回数を適用し、1日に複数回通院した場合であっても、保険証券等記載の1日あたりの支払限度額を適用します。</u> ① 入院または入院中に手術が行われた場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>保険金の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 入院のみの場合</td> <td>入院における1日あたりの支払限度額×入院日数</td> </tr> <tr> <td>イ. 入院中に手術が行われた場合</td> <td> 入院における1日あたりの支払限度額×入院日数 +手術における1回あたりの支払限度額×手術回数 </td> </tr> </tbody> </table> ② 通院または通院当日に手術が行われた場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>保険金の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 通院のみの場合</td> <td>通院における1日あたりの支払限度額</td> </tr> <tr> <td>イ. 通院当日に手術が行われた場合</td> <td> 通院における1日あたりの支払限度額+手術における1回あたりの支払限度額×手術回数 </td> </tr> </tbody> </table> (3) (1)に定める支払限度日数および支払限度回数は、保険期間中に診療がなされたものに限ります。	区分	保険金の限度額	ア. 入院のみの場合	入院における1日あたりの支払限度額×入院日数	イ. 入院中に手術が行われた場合	入院における1日あたりの支払限度額×入院日数 +手術における1回あたりの支払限度額×手術回数	区分	保険金の限度額	ア. 通院のみの場合	通院における1日あたりの支払限度額	イ. 通院当日に手術が行われた場合	通院における1日あたりの支払限度額+手術における1回あたりの支払限度額×手術回数
区分	保険金の限度額																									
ア. 入院のみの場合	入院における1日あたりの支払限度額×入院日数																									
イ. 入院中に手術が行われた場合	入院における1日あたりの支払限度額×入院日数 +手術における1回あたりの支払限度額×手術回数																									
区分	保険金の限度額																									
ア. 通院のみの場合	通院における1日あたりの支払限度額																									
イ. 通院当日に手術が行われた場合	通院における1日あたりの支払限度額+手術における1回あたりの支払限度額×手術回数																									
区分	保険金の限度額																									
ア. 入院のみの場合	入院における1日あたりの支払限度額×入院日数																									
イ. 入院中に手術が行われた場合	入院における1日あたりの支払限度額×入院日数 +手術における1回あたりの支払限度額×手術回数																									
区分	保険金の限度額																									
ア. 通院のみの場合	通院における1日あたりの支払限度額																									
イ. 通院当日に手術が行われた場合	通院における1日あたりの支払限度額+手術における1回あたりの支払限度額×手術回数																									

改定項目	新	旧
	<p><u>(注1) 1入院</u></p> <p><u>入院の開始から退院までをいい、退院後の再入院、転院等は別の入院とします。</u></p> <p>(注2) 1 傷病</p> <p>《省略》</p>	<p>(注) 1 傷病</p> <p>《省略》</p>
(5)の主語の明確化	<p>第8条 (告知義務)</p> <p>(1)～(4) 《省略》</p> <p>(5) <u>(4)③および④の規定は、それぞれ</u>に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が(2)に定める事実を告知しなかった場合またはその事実と異なることを告知したと認められる場合は、適用しません。</p> <p>《以下、省略》</p>	<p>第8条 (告知義務)</p> <p>(1)～(4) 《省略》</p> <p>(5) <u>(4)③または④</u>に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が(2)に定める事実を告知しなかった場合またはその事実と異なることを告知したと認められる場合は、適用しません。</p> <p>《以下、省略》</p>
保険金支払実務の円滑化等を目的とした約款条文【(2)、(3)、(5)、(10)、(12)、(13)】の明確化・平明化	<p>別表1 (第3条(2)関係)</p> <p>(1) 《省略》</p> <p>(2) 次に掲げる疾病およびこれらに起因する疾病。ただし、その疾病の発症日 がその予防措置の有効期間内であった場合および<u>対象ペットの健康状態等の理由で</u>予防措置を講じることが<u>できないと獣医師が判断したことが認められる場合を除きます。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>犬パルボウイルス感染症、犬ジステンパーウイルス感染症、犬パラインフルエンザ感染症、犬伝染性肝炎、犬アデノウイルス2型感染症、狂犬病、犬コロナウイルス感染症、犬レプトスピラ感染症、猫汎白血球減少症、猫カリシウイルス感染症、猫ウイルス性鼻気管炎および猫白血球ウイルス感染症</p> </div> <p>(3) 対象ペットの<u>交配、妊娠、出産</u>ならびにそれらによって生じた症状および傷病</p> <p>(4) 《省略》</p> <p>(5) 断耳、断尾および美容を目的とした処置</p> <p>(6)～(9) 《省略》</p> <p>(10) シャンプー剤 <u>(効果・効能、薬剤の種別を問わず、シャンプーの用途に用いられるものをいいます。)</u>、およびイヤークリーナー (いずれも、動物病院内で<u>の</u>処置に用いられた場合を除きます。)</p> <p>(11) 《省略》</p> <p>(12) 時間外診療費および往診料等の診察加算料 (初診料、再診料、<u>検査料、処置料、手術料</u>等の基本の<u>診療費</u>に加算される費用をいいます。)、予防目的の<u>診療費</u>、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、文書料、<u>薬剤等</u>の配達料およびこれらと同種の費用</p> <p>(13) カウンセリング料、相談料、指導料、セカンドオピニオン <u>およびこれらと同種の費用</u></p> <p>(14) 《省略》</p>	<p>別表1 (第3条(2)関係)</p> <p>(1) 《省略》</p> <p>(2) 次に掲げる疾病およびこれらに起因する疾病。ただし、その疾病の発症日 がその予防措置の有効期間内であった場合および<u>獣医師の判断により</u>予防措置を講じることが<u>できなかつた</u>と認められる場合を除きます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>犬パルボウイルス感染症、犬ジステンパーウイルス感染症、犬パラインフルエンザ感染症、犬伝染性肝炎、犬アデノウイルス2型感染症、狂犬病、犬コロナウイルス感染症、犬レプトスピラ感染症、猫汎白血球減少症、猫カリシウイルス感染症、猫ウイルス性鼻気管炎および猫白血球ウイルス感染症</p> </div> <p>(3) 対象ペットの<u>正常な妊娠・出産、交配、早産、帝王切開、流産、人工流産</u>ならびにそれらによって生じた症状および傷病</p> <p>(4) 《省略》</p> <p>(5) 断耳、断尾および美容整形<u>のための</u>処置</p> <p>(6)～(9) 《省略》</p> <p>(10) シャンプー剤、<u>薬用シャンプー剤、医薬品シャンプー剤</u>およびイヤークリーナー (いずれも、動物病院内で処置に用いられる<u>もの</u>を除きます。)</p> <p>(11) 《省略》</p> <p>(12) 時間外診療費および往診料等の診察加算料 (初診料、再診料等の基本<u>診療料</u>に加算される費用をいいます)、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、予防目的の<u>ための初診料および再診料</u>、文書料、<u>動物病院へ行かず薬剤のみ配達される</u>配達料およびこれらと同種の費用</p> <p>(13) カウンセリング料、相談料、指導料 <u>およびセカンドオピニオン</u></p> <p>(14) 《省略》</p>

<ペット手術費用保険普通保険約款の主な改定内容>

※上記改定箇所 (ただし、「入院保険金限度額の計算方法の明確化」は除く) に加えて次の改定箇所が該当

改定項目	新	旧
手術と連続する入院および手術と連続しない入院の明確化	<p>第2章 保険金を支払う場合、支払わない場合</p> <p>第4条 (保険金の支払)</p> <p>(1)～(3) 《省略》</p> <p>(注1) 被保険者が負担した診療費</p> <p>《省略》</p> <p>(注2) 手術と連続する入院</p> <p><u>手術と連続し、かつ、その手術に必要な入院をいいます。ただし、次に該当する入院は含みません。</u></p> <p><u>①手術前の検査等で入院したが、一度帰宅や退院した場合</u></p> <p><u>②手術後に一度退院した以降の入院</u></p> <p>(注3) 損害の額</p> <p>《省略》</p>	<p>第2章 保険金を支払う場合、支払わない場合</p> <p>第4条 (保険金の支払)</p> <p>(1)～(3) 《省略》</p> <p>(注1) 被保険者が負担した診療費</p> <p>《省略》</p> <p>(注2) 手術と連続する入院</p> <p>手術に必要な入院をいい、<u>途中で退院した場合はそれ以後の</u>入院は含みません。</p> <p>(注3) 損害の額</p> <p>《省略》</p>

※約款改定箇所を含めた全文詳細については、ホームページの「[普通保険約款・特約](#)」をご覧ください。